

# 農家のみなさんへ

～ 令和6年産の営農計画作成にあたって ～

## 【資料編】

1.	令和5年度交付金交付状況について	P.	1
2.	経営所得安定対策等の概要について	P.	2
3.	記載例（畑地営農計画書）	P.	4
4.	記載例（諸様式）	P.	5
5.	「生産の目安」補正計算表	P.	24
6.	農地異動・農作業受委託について	P.	25
7.	農作業全般に係るお知らせ	P.	26
8.	農業生産工程管理（GAP）について	P.	27
9.	「生産性向上土地基盤整備事業」について	P.	28
10.	収入保険について	P.	29
11.	畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）のお知らせ	P.	31
12.	「つるおか・アグリメール」配信のご案内	P.	34

### 《鶴岡市》

農林水産部農政課	Tel	35-1296	Fax	25-8763
藤島庁舎産業建設課	Tel	64-5809	Fax	64-5847
羽黒庁舎産業建設課	Tel	62-2527	Fax	26-9109
櫛引庁舎産業建設課	Tel	57-2114	Fax	57-2119
朝日庁舎産業建設課	Tel	53-2117	Fax	53-2119
温海庁舎産業建設課	Tel	43-4616	Fax	43-4633

### 《JA 鶴岡》

南支所	Tel	29-9960
中央支所	Tel	22-2460
北支所	Tel	29-0433
上郷事業所	Tel	35-2155
大山事業所	Tel	33-3345
西郷支所	Tel	76-2344

### 《JA 庄内たがわ》

藤島支所	Tel	64-2214
羽黒支所	Tel	62-4154
櫛引支所	Tel	57-2158
朝日支所	Tel	53-2513
温海支所	Tel	43-3411

《NOSAI 山形庄内支所》 Tel 0234-91-1554 Fax 0234-91-1560

**鶴岡市農業振興協議会**

令和5年度経営所得安定対策関連交付金の交付状況

(単位：千円)

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	合計
収入減少影響緩和交付金(ナラシ)	284,813	157,288	107,006	74,379	23,480	4,010	650,975
水田活用の直接支払交付金	516,571	455,565	259,338	108,360	19,555	20,009	1,379,398
戦略作物助成	321,922	382,794	207,183	73,349	701	4,972	990,922
産地交付金	194,649	72,771	52,155	35,011	18,853	15,037	388,477
畑作物の直接支払交付金(ゲタ)	44,025	53,072	69	7,865	2,708	9,087	116,826
合計	845,409	665,925	366,413	190,604	45,743	33,106	2,147,200

※ 本表は、令和5年12月末までの支払額に、耕畜連携等の交付予定額を集計しています。

※ 収入減少影響緩和交付金は、令和4年度事業の交付状況を集計しています。

※ 戦略作物助成(飼料用米・米粉用米)は、数量払を除く55,000円/10aで集計しており、1月に精算分が交付される予定です。またコメ新市場開拓促進事業及び畑作物産地形成事業を含みます。

※ 畑作物の直接支払交付金は、面積払のみの交付額を集計しており、3月に数量払が交付される予定です。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

令和5年度産地交付金の用途ごとの交付状況

(単位：千円)

		鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	合計	
園芸作物助成	枝豆	77,097	1,789	986	2,460	0	0	82,332	
	最重点	露地	2,270	1,474	1,622	552	510	456	6,884
		施設	2,854	499	262	630	105	20	4,369
	重点	露地	1,995	983	747	824	8,651	1,039	14,240
		施設	1,620	302	9	257	41	7	2,234
	振興	露地	534	36	228	200	150	355	1,503
面積拡大加算	最重点露地	3,723	133	274	186	43	33	4,393	
	最重点施設・重点施設	1,782	315	90	126	162	0	2,475	
そば助成	基本助成	11,118	1,923	25,434	21,230	6,917	10,418	77,039	
	加算助成	1,849	237	3,075	3,613	2,275	2,610	13,657	
団地加算	大豆	1ha	6,139	5,480	500	621	0	0	12,740
		2ha	20,602	18,309	263	2,271	0	0	41,445
	枝豆	9,512	56	35	0	0	0	9,603	
団地輪作加算		32,761	21,990	810	28	0	0	55,589	
耕畜連携	飼料用米のわら利用	0	3,598	399	0	0	0	3,997	
	水田放牧	0	0	0	0	0	100	100	
新市場開拓用米助成		6,396	36	0	0	0	0	6,432	
新市場開拓用米複数年契約		3,175	719	460	0	0	0	4,354	
生産性向上取組助成(加工用米)		15	1,181	447	342	0	0	1,985	
生産性向上取組助成(飼料用米)		9,948	13,706	16,142	853	0	0	40,648	
地力増進作物助成		1,262	4	372	820	0	0	2,458	
合計		194,649	72,771	52,155	35,011	18,853	15,037	388,477	

※ 園芸作物助成(最重点)：ニラ、アスパラガス、ねぎ、トマト、きゅうり

※ 園芸作物助成(重点)：トルコギキョウ、アルストロメリア、ストック、きく、ひまわり、フリージア  
赤かぶ、さやいんげん、わらび、ぜんまい、行者にんにく、うるい

※ 園芸作物助成(振興)：キャベツ、なす、さといも、ミョウガ

※ 産地交付金(耕畜連携)は現在、審査中のため予定の金額です。交付は1月の予定です。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

# 経営所得安定対策等の概要について

## 1. 経営所得安定対策

### (1) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者を対象に、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を交付します。

#### ① 交付対象者

認定農業者、集落営農<sup>※</sup>、認定新規就農者

※集落営農の加入要件  
 ・組織の規約を作成していること  
 ・対象作物について共同販売経理を行っていること  
 ・農業経営の法人化、地域における農地利用の集積を行うことが確実であると判断できること

#### ② 対象作物

麦、大豆（種子用、黒大豆を除く）、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

#### ③ 交付額

##### 数量払

播種前契約に基づいて生産された当年産の出荷・販売数量に応じて交付額が算定されます。

#### 【交付単価の例（R6～8）】

（単位：円）

品質区分		1等	2等	3等
普通大豆 (60kg)	課税事業者	10,360	9,670	8,990
	免税事業者	10,770	10,080	9,400
特定加工用大豆 (60kg)	課税事業者	8,310		
	免税事業者	8,720		

品質区分		1等	2等
そば (45kg)	課税事業者	17,180	15,070
	免税事業者	18,010	15,900

##### 面積払（営農継続払）

数量払の内金として、播種前契約に基づいて生産された当年産の作付面積に応じて先払いすることができます。

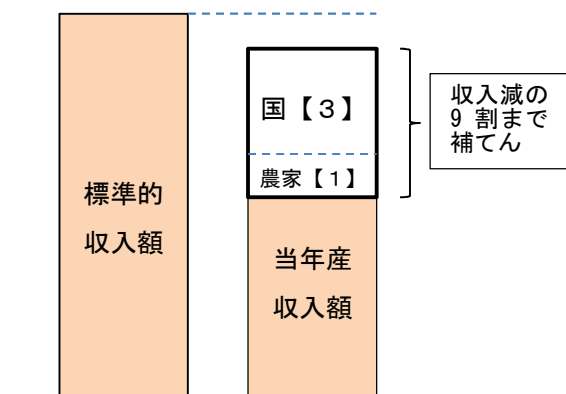
20,000円/10a（そば 13,000円/10a）

※実績単収が市町村ごとの基準単収の2分の1未満の場合、自然災害等の合理的な理由があることの確認ができない場合、当該作物にかかる全ての交付金の返還が求められます。

### (2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

担い手経営安定法に基づく、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

※収入保険と重複加入はできません



目的	収入減少の影響緩和 農業収入の減少が及ぼす影響を緩和
品目	米、麦、大豆（種子用、黒大豆を除く） てん菜、でん粉原料用ばれいしょ
負担割合	農業者：国＝1：3（4分の3補助）
対象	認定農業者、集落営農、認定新規就農者 ※米についてはJA等と事前契約が対象
内容	標準的収入と当年産収入の差の9割まで補てん

## 2. 水田活用の直接支払交付金

### (1) 戦略作物助成

水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図るため、水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金が交付されます。

#### ① 交付対象者

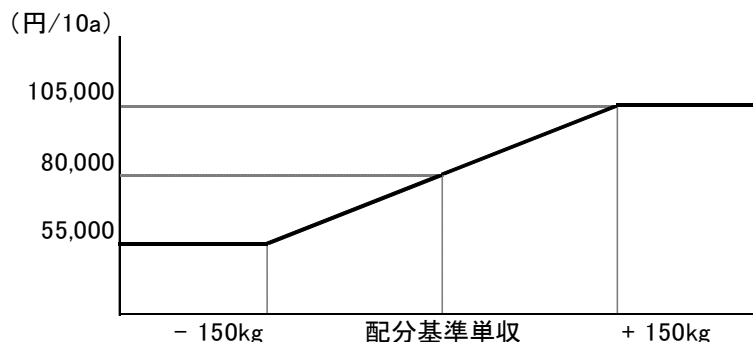
販売契約等に基づいて対象作物を生産する販売農家、集落営農

#### ② 対象作物及び交付額

対象作物	交付単価 (10a あたり)
麦、大豆、飼料作物	35,000 円
飼料作物のうち多年生牧草 ※播種を行わず収穫のみを行うもの	10,000 円
WCS用稲	80,000 円
加工用米	20,000 円
飼料用米 (多収品種)、米粉用米	収量に応じ、55,000~105,000 円
飼料用米 (一般品種)	収量に応じ、55,000~95,000 円

※ コメ新市場開拓等促進事業と畑作物産地形成促進事業 (旧：水田リノベーション事業) で支援を受けた交付面積については除外されます。

#### ○ 飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ



#### ・ 一括管理、稲SGSの場合

原則として、交付単価が 80,000 円に固定されます。(一般品種の場合は交付単価 75,000 円)

#### ・ 区分管理の場合

実績単収に応じて交付単価が変動し、配分基準単収から 150kg を減じた値に満たない場合は理由書を提出する必要があります。

#### ※ 作柄調整について

交付金算定にあたって、当年産の作柄により交付単価の調整が行われます。

### (2) 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、交付されます。

### (3) コメ新市場開拓等促進事業・畑作物産地形成促進事業

「産地・実需協働プラン」に基づき、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組を 3 つ以上行った場合に、取組面積に応じて交付金が交付されます。

## 記載例（畑地に係る営農計画書）

この様式は、畑地において畑作物の直接支払交付金の対象となる大豆・そば・麦等の作付を計画する場合に提出してください。

NOSA I組合員名、経営所得安定対策申請者、口座名義人、農作物販売名義人が一致するように入力してください。

東北農政局長 様（鶴岡市農業振興協議会経由）

令和6年度（産） 畑地に係る営農計画書

農業者氏名 鶴岡 一郎	住所 鶴岡市 〇〇〇〇〇〇
----------------	---------------------

氏名

鶴岡 一郎

集落コード  
農家番号

経営所得安定対策の交付金(畑作物の直接支払交付金等)に係る対象(作物)の畑地における作付面積等を申告します。

農業者記載欄				協議会記載欄					
分筆番号	地名・地番	本地面積 a m <sup>2</sup>	作付面積 a m <sup>2</sup>	作物名	異動の内容	出荷先	確認面積 a m <sup>2</sup>	作物等名	備考
8010 001	馬場町9-26	31.25	20.00	大豆	①	自家用・JA出荷 JA以外の出荷先			
8020 002	馬場町9-27	23.45	15.00	自己保全 大豆	②	自家用・JA出荷 JA以外の出荷先			
	馬場町9-29	12.34	10.00	そば	③	自家用・JA出荷 JA以外の出荷先 ●●食品			

※ 水田については、4部複写の営農計画書に記入してください。  
 ※ 大豆・そば・麦等以外の作物については提出不要です。  
 ※ 畑作物の直接支払交付金を申請しない場合は提出不要です。  
 ※ 現地確認等により、交付対象面積は変更となる可能性があります。

① 印字された作物に変更がない場合は、作物名を「○」で囲んでください。  
 ② 印字内容に変更がある場合は、「取消線」を記入のうえ、訂正してください。  
 ③ 新たに作付を計画している場合は、対象となるほ場の地名・地番、作付面積、作物名等を記入してください。  
 なお、不作付分の面積は記入不要です。

# 記載例（諸様式一覧）

## ○ 営農計画書とともに提出する書類

- |   |                             |       |
|---|-----------------------------|-------|
| ① | 認定方針作成者への参加申込書 及び 個人情報利用承諾書 | P. 6  |
| ② | 「生産の目安」の地域内調整申請書、地域内調整一覧表   | P. 7  |
| ③ | 特定農作業受委託契約書 の写し             | P. 9  |
| ④ | 水田飼料作物利用供給契約書 の写し           | P. 10 |
| ⑤ | 産地交付金 園芸施設作付面積報告書           | P. 12 |

## ○ **令和6年6月14日**まで提出する書類 (営農計画書とともに提出することが望ましい)

- |   |   |       |
|---|---|-------|
| ⑥ | 産地交付金申請書<br>(そば・山菜・団地・団地輪作・耕畜連携・地力増進作物助成) | P. 13 |
|---|---|-------|

## ○ 必要に応じて提出する書類

- |   |                      |       |
|---|----------------------|-------|
| ⑦ | 自然災害・鳥獣害による被害ほ場確認依頼書 | P. 22 |
|---|----------------------|-------|

# 認定方針作成者への参加申込書 及び 個人情報利用承諾書

令和 6 年 3 月 1 日

認定方針作成者

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

営農計画書の左上「集落コード欄」「農家番号欄」から転記してください。

参加する「認定方針作成者」を記入してください。

- ・ 鶴岡市農業協同組合
- ・ 庄内たがわ農業協同組合
- ・ 鶴岡米穀
- ・ (株)庄内こめ工房
- ・ 出羽弥兵衛(株)
- ・ 淵田謙一
- ・ 小林範正
- ・ (株)ライス・イン

集落コード 001

農家番号 0001

住 所 鶴岡市〇〇〇〇〇〇

氏 名 鶴 岡 一 郎

米の生産調整方針に従うことを誓約するとともに、貴  
) に含まれる情報について、貴団体が生産調整方針を  
な範囲で利用することを承諾します。

※ 認定方針作成者記入欄

地区コード	集落コード	集落名	農家番号
受付日	担当者確認印	方針作成者管理コード	

## 互助調整のご案内

※「生産の目安」の達成に向けて適切な米の需給調整を行うため、それぞれの地域で互助調整を行っています。ご不明の点がありましたら鶴岡市農政課または認定方針作成者に問い合わせください。

**集落互助を行う場合に、集落毎に作成してください。**

「生産の目安」の地域内調整申請書

**参加する互助調整組織名、  
関係農協名を記入してください。**

令和 6 年 3 月 1 日

(互助) ○○○○○○○○○○ 御中  
\_\_\_\_\_  
(農協) ○○○農業協同組合 御中  
\_\_\_\_\_

集落コード 001  
\_\_\_\_\_  
集 落 名 ○○○○  
\_\_\_\_\_  
住 所 鶴岡市○○○○○○○  
\_\_\_\_\_  
生産組合長 鶴 岡 一 郎  
\_\_\_\_\_

**生産組合長等のお名前で  
申請してください。**

「生産の目安」の地域内調整について、別紙のとおり実施することとしたので関係書類を添えて申請します。

記

添付書類 : 「生産の目安」の地域内調整一覧表

**次頁の「『生産の目安』の地域内調整  
一覧表」を添付してください。**



「生産の目安」の地域内調整一覧表

前頁の「『生産の目安』の地域内調整申請書」に添付してください。

集落名	〇〇〇〇
-----	------

「生産の目安」を譲渡する				「生産の目安」を譲受する			
集落名	農家番号	氏名	数量(kg)	集落名	農家番号	氏名	数量(kg)
〇〇〇〇	0001	鶴岡一郎	210	〇〇〇〇	0002	鶴岡五郎	320
〇〇〇〇	0005	鶴岡二郎	110	△△△	0100	鶴岡六郎	490
〇〇〇〇	0007	鶴岡三郎	150				
〇〇〇〇	0010	鶴岡四郎	340				
集落計			810	集落計			320
総計			810	総計			810

総計については、譲受・譲渡数量を一致させてください。

**農地異動は、農業委員会で手続きを行うことが原則です。**

**農業委員会での手続きを行えない特段の事情（農地中間管理事業の締結中など）があり、農作業受託者が交付金を申請する場合は、本様式に準じた契約書を作成し、写しを提出してください。**

### 特定農作業受委託契約書

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより、特定農作業受委託契約を締結する。この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通を所持する。

令和 6 年 3 月 1 日

委託者

住 所	鶴岡市〇〇〇〇〇〇
氏 名	鶴 岡 二 郎 <span style="float:right">⑩</span>
電 話	〇〇-〇〇〇〇

受託者

住 所	鶴岡市〇〇〇〇〇〇
氏 名	鶴 岡 一 郎 <span style="float:right">⑩</span>
電 話	〇〇-〇〇〇〇

- 第1条 委託者は、受託者に対し、別紙農作業委託リストに提示する農用地について、「農作業を委託する農作物」欄に記載した農作物の農作業を委託し、受託者はこれを受託する。
- 第2条 委託者は、受託者に対し、前条に提示する農用地において生産、収穫された農産物の販売を委託し、受託者はこれを受託する。
- 第3条 受託者は、第2条により委託者が受託者に販売を委託した農産物の販売収入のうち、委託者に別紙単価表に定める一定額を支払うものとする。
- 第4条 本契約の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日から、令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- 第5条 委託者と受託者の間において、本契約書に記載された事項を変更する必要がある場合には、委託者、受託者協議のうえ変更することができるものとする。

(別紙)

農作業委託リスト

	耕地番号	地名地番	作付面積(m <sup>2</sup> )	作物名	(水稲のみ記載) 栽培方法・品種
1	0010	馬場町 9-25-(1)	2,980	枝豆	
2	0020	馬場町 9-25-(2)	2,970	水稲	慣行はえぬき

単価表

	作物名	単価(円/10a)
1	枝豆	〇〇〇〇
2	慣行 はえぬき	〇〇〇〇

水稲の場合は作型と品種について記入してください。

# 水田飼料作物利用供給契約書

飼料作物供給者 鶴岡一郎 と、畜産農家 鶴岡二郎 とは、水田において生産する飼料作物について、下記の条項により利用供給の契約を締結する。

(飼料作物の種類)

第1条 飼料作物の種類は、イタリアンライグラス とする。

(生産面積)

第2条 供給する飼料作物の生産面積は、7,930㎡ とし、生産ほ場は別紙「水田飼料作物利用供給計画書」に記載のとおりとする。

(供給量)

第3条 供給量は、おおむね 3,200kg とする。

(供給時期)

第4条 飼料作物を供給する時期は下記のとおりとする。

令和 6 年 7 月 上 旬

令和 6 年 9 月 下 旬

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 旬

(協議)

第5条 この契約に定めのない事項については、飼料作物供給者と畜産農家が協議のうえ決定するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、飼料作物供給者と畜産農家が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 6 年 3 月 1 日

※ 飼料用米、WCS稲、稲SGS  
については、本契約書を提出する  
必要はありません。

飼料作物供給者

住 所 鶴岡市〇〇〇〇〇〇

氏 名 鶴 岡 一 郎 印

畜産農家

住 所 鶴岡市〇〇〇〇〇〇

氏 名 鶴 岡 二 郎 印

## ① 飼料作物を畜産農家に供給し、水田活用の直接支払交付金を申請する方

- ・ 営農計画書「転作作物の出荷先」欄に、畜産農家名を記入してください。
- ・ 本契約書の写しとともに、次頁の「水田飼料作物利用供給計画書（自家利用計画書）兼播種実施報告書」を提出してください。

## ② 飼料作物を自家利用し、水田活用の直接支払交付金を申請する方

- ・ 営農計画書「転作作物の出荷先」欄に、『自家利用』と記入してください。
- ・ 次頁の「水田飼料作物利用供給計画書（自家利用計画書）兼播種実施報告書」を提出してください。

## ③ 飼料作物を栽培するが、水田活用の直接支払交付金を申請しない方（未収穫等）

- ・ 営農計画書「転作作物の出荷先」欄に、『対象外』と記入してください。

# 水田飼料作物利用供給計画書（自家利用計画書）兼播種実施報告書

集落コード 001  
 農家番号 0001  
 氏名 鶴岡 一郎

耕地番号	分筆番号	地名地番	飼料作物品種名	作付面積(m <sup>2</sup> )	播種面積(m <sup>2</sup> )	播種量(kg)	供給量(kg)	播種年月日	収穫時期
0010	001	馬場町 9-25-(1)	イタリアンライグラス	2,000	2,000	4	800	R6年4月15日	7月上旬
0020	001	馬場町 9-25-(2)	イタリアンライグラス	1,000	500	1	200	R6年4月15日	7月上旬
0030	001	馬場町 9-25-(3)	オーチャードグラス	2,000	1,000	2	400	R6年4月15日	7月上旬
0040	001	馬場町 9-25-(4)	オーチャードグラス	1,000	1,000	2	400	R6年4月15日	7月上旬
								年 月 日	月 旬
								年 月 日	月 旬
								年 月 日	月 旬
合計				6,000	4,500				

自らが飼養する家畜の場合は、『自家利用』と記入してください。

は種の実施が客観的に確認できる書類（種子購入伝票や作業日誌等）については、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管してください。

畜産農家（供給先）		
集落名	氏名	飼養畜種
000	鶴岡次郎	肉用牛

播種購入記録			
商品名・品種名	種子購入量(kg)	購入先	購入日
イタリアンライグラス	5.0kg	〇〇農協	R6年3月30日
オーチャードグラス	5.0kg	〇〇農協	R6年4月10日

※飼料作物のうち多年生牧草（オーチャードグラス等）については、①当年産において播種から収穫までを行う場合は3.5万円/10a、②収穫のみを行う場合は1.0万円/10aの支援となります。

※当年産において播種を行う場合は、播種量・種子購入記録を記入してください。

多年生牧草に取り組み、圃場の一部のみで播種する場合等には、当該草種の適正播種量と実際の播種量から、協議会で播種面積相当を計算のうえ、交付額を算出します。

※ 前年計測済の場合は、印字済の様式を配布していますので  
作物名等を追記してください。

産地交付金 園芸施設作付面積報告書

集落コード 001

農家番号 0001

住所 鶴岡市〇〇〇〇〇〇

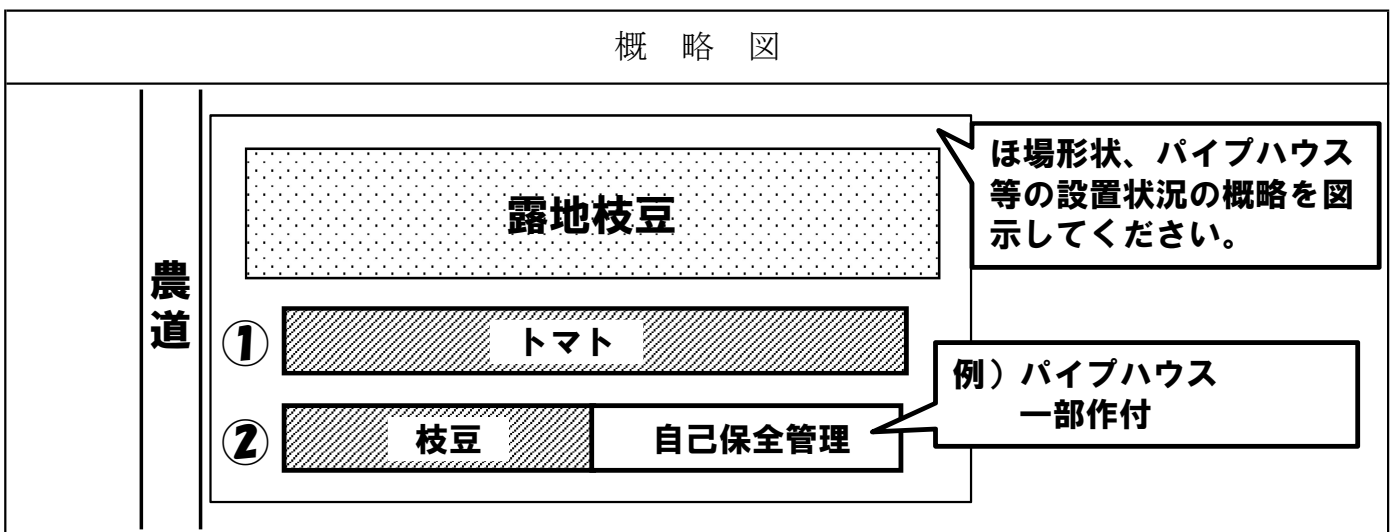
氏名 鶴岡 一郎

営農計画書の左上「集落コード欄」、「農家  
番号欄」から転記してください。

園芸施設の更新等を行った場合は、内容  
を枠外に記載してください。

耕地番号	0100	地名地番	馬場町 9-25-(1)	水田面積 (㎡)	1,000
------	------	------	--------------	-------------	-------

概略図



園芸施設毎に区分して記入  
してください。  
施設外に作付けしている場  
合は、「露地」と記載して  
ください。

※ 産地交付金の対象作物を、園芸施設（パイプハウス  
など）で作付している場合に作成してください。

- ・実際に作付けされた面積が交付対象となりますので、  
作付面積を計測する必要があります。
- ・施設外に作付けしている場合は、露地作付けであるこ  
とを明記してください。
- ・営農計画書の転作計画面積も修正してください。

区画番号	計測式 (m)	面積 (㎡)	作物名	収穫時期	協議会記載欄
①	5.4m × 40.0m	216	トマト	6月頃	産地交付金の園芸 作物助成対象品目 で二毛作をする場 合は、作物名と収 穫時期を2段書き してください。
②	5.4m × 20.0m	108	枝豆(二毛作)	7月頃	
			キャベツ(二毛作)	12月頃	
②	5.4m × 20.0m	108	自己全管理		
露地	10.0m × 50.0m	500	枝豆	8月頃	
露地		68	自己保全管理		水田面積と「作付面積の合計」 との差は、自己保全管理として 扱います。
		1,000			

鶴岡市農業振興協議会  
 会長 皆川 治 様

集落コード 001

農家番号 000

住 所 鶴岡市0000000

氏名・団体 00大豆刈取組合 鶴岡 一郎

**団地加算・団地輪作加算をグループ  
 で申請する場合は、団体名及び代表  
 者名を記入してください。**

令和6年度経営所得安定対策 産地交付金申請書  
 (そば・山菜・団地加算・団地輪作加算・耕畜連携・地力増進作物)

令和6年度経営所得安定対策において、産地交付金(そば・山菜・団地加算・団地輪作加算・耕畜連携・地力増進作物)を申請したいので、関係書類を添えて申請します。

**申請する項目に「○」を  
 記入してください。**

記

(添付書類)

	そば助成	そば作付ほ場一覧(添付様式1号) 湿害対策実施状況写真
	園芸作物助成 (山菜)	山菜作付ほ場一覧(添付様式2号) 管理作業(除草等)実施状況写真
○	団地加算 団地輪作加算	団地加算・団地輪作加算実施ほ場一覧(添付様式3号) 団地位置図
	耕畜連携助成	耕畜連携助成実施ほ場一覧(添付様式4号) 耕畜連携助成における利用供給協定書(自家利用計画書)の写し
	地力増進作物助成	地力増進作物作付ほ場一覧(添付様式5号)

- ※ 該当する項目に「○」を記入してください。
- ※ 作物毎に指定された必要書類を添付してください。  
 そばは加算助成がありますので、取り組む場合は必要書類を添付してください。
- ※ 実施状況写真については、申請時点で未実施である場合は、実施後速やかに提出してください。
- ※ 耕畜連携助成については、実施後に実績報告書を提出してください。

**次頁以降の必要書類を添付してください。  
 実施状況写真については、申請時点で未実施である場合は、実施後速やかに提出  
 してください。**

# そば作付ほ場一覧 (添付様式1号)

「産地交付金申請書」に添付してください。

集落名 ○○○○

氏名 鶴岡 一郎

耕地番号	分筆番号	地名地番	作付面積 (㎡)	(基本助成) 湿害対策要件	写真	(加算助成) 生産性向上要件※1
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>実施する湿害対策に「○」を記入してください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明渠、暗渠以外の対策（畦畔除去等）を行った場合は、「他」に「○」を記入したうえで、右隣の括弧内に具体的に記載してください。</li> <li>・水田畑地化基盤強化対策で整備された暗渠のみの場合は交付対象となりませんので、明渠設置等の対策を追加で行ってください。</li> </ul> </div>		
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>実施する生産性向上要件に「○」を記入してください。（要件は「農家のみなさんへ」を参照）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①は明渠、暗渠の2枚の写真が必要です。</li> <li>・②は資材購入伝票の写しが必要です。</li> <li>・③は専用機械による作業中の写真が必要です。ただし、③の写真は申請ほ場数に関わらず一枚で構いません。</li> </ul> </div>		
0050	001	馬場町 9-25-(5)	1,870	明渠・暗渠・他 ( )	○	①・②・③
0060	001	馬場町 9-25-(6)	1,920	明渠・暗渠・他 ( )	○	①・②・③
0070	001	馬場町 9-25-(7)	1,980	明渠・暗渠・他 (畦畔撤去)	○	①・②・③
合 計			5,770			

ほ場（現況）毎に「湿害対策実施状況写真」を添付してください。  
 申請書提出時に添付した場合は「○」を記入、未実施のため写真を添付していない場合は何も記載しないでください。

## 実施状況写真の提出について

- ・ 0050-001 馬場町 9-25-(5)
- ・ 0060-001 馬場町 9-25-(6) 現況 1枚



- 湿害対策の実施状況写真を添付してください。申請時点で未実施の場合は、実施後速やかに提出してください。
- 様式は定めておりません。L版写真をA4用紙に貼り付けてください。印刷でも構いません。
- 該当地番を写真周囲に記入してください。
- ほ場（現況）毎に写真を提出してください。
  - ・ 明渠 : 設置後の写真
  - ・ 暗渠 : 施工中の写真
  - 判別が容易な場合は設置後でも可
  - ・ 他 : 畝たて条播、畦畔除去等の状況がわかる写真

# 山菜作付ほ場一覧 (添付様式2号)

「産地交付金申請書」に添付してください。

集 落 名 ○○○○

氏 名 鶴 岡 一 郎

耕地 番号	分筆 番号	地名地番	作付面積 (㎡)	作物名	写真	備考
<p>作付作物に「○」を記入してください。</p>						
0010	001	馬場町 9-25-(1)	200	わらび・ぜんまい 行者にんにく・うるい		
0020	001	馬場町 9-25-(2)	320	わらび ぜんまい 行者にんにく・うるい	○	
0030	001	馬場町 9-25-(3)	280	わらび ぜんまい 行者にんにく・うるい	○	
0040	001	馬場町 9-25-(4)	240	わらび ぜんまい 行者にんにく・うるい	○	
<p>ほ場毎に「管理作業（除草等）実施状況写真」を添付してください。 申請書提出時に添付した場合は「○」を記入、未実施のため写真を添付していない場合は何も記載しないでください。</p>						
合 計			1,040			

## 実施状況写真の提出について

- ・ 0020-001 馬場町 9-25-(2)
- ・ 0030-001 馬場町 9-25-(3) 現況1枚
- ・ 0040-001 馬場町 9-25-(4)



- 管理作業（除草等）の実施状況写真を添付してください。申請時点で未実施の場合は、実施後速やかに提出してください。
- 様式は定めておりません。  
L版写真をA4用紙に貼り付けてください。  
印刷でも構いません。
- 該当地番を写真周囲に記入してください。
- ほ場（現況）毎に写真を提出してください。  
・ 施肥、除草等の適切な管理がなされていることがわかる写真



団地加算・団地輪作加算 実施ほ場一覧 (添付様式3号)

集 落 名 〇〇〇

氏名・団体名 〇〇〇大豆刈取組合 鶴岡一郎

「産地交付金申請書」に添付してください。

- ・ 団地毎に作成してください (3 団地あれば3 枚使用)
- ・ 団地位置図を添付してください

該当する作物名に「○」を記入してください。

作物名	大豆	枝豆
団地番号		

集落コード	集落名	農家番号	農業者名	耕地番号	分筆番号	地名地番	作付面積 (㎡)	輪作対象 (大豆のみ)	備考
						<b>前年産が水稻 (飼料用米、WCS、SGS 含む) であり、団地輪作加算 (大豆) を申請する場合「○」を記入してください。</b>			
001	〇〇〇〇	0001	鶴岡一郎	0010	001	馬場町 9-25-(1)	2,980	○	
001	〇〇〇〇	0001	鶴岡一郎	0020	001	馬場町 9-25-(2)	2,980		
001	〇〇〇〇	0002	鶴岡二郎	0100	001	馬場町 9-25-(3)	2,450		
002	△△△△	0010	鶴岡三郎	0050	001	馬場町 9-25-(4)	1,500	○	
001	〇〇〇〇	0003	鶴岡四郎	0010	001	馬場町 9-25-(5)	1,560		(自家用)
001	〇〇〇〇	0004	鶴岡五郎	-	-	馬場町 9-25-(6)	2,000		(畑地)
合 計							13,470		

交付金の対象とはならないが、団地を構成するほ場 (自家用、畑地等) についても記入し、備考欄に付記してください。  
また、団地位置図の作成にあたっては、交付金対象ほ場とは別色で着色してください。

- ※ 地区外のほ場についても調整のうえ、団地毎に作成してください (3 団地あれば3 枚使用)
- ※ 前年産が水稻 (飼料用米、WCS、SGS 含む) であり、団地輪作加算 (大豆) を申請する場合、「輪作対象」欄に「○」を記入してください。
- ※ 交付金の対象とはならないが、団地を構成するほ場 (自家用、畑地等) についても記入してください。
- ※ 団地位置図を添付してください。

# 耕畜連携助成実施ほ場一覧

(添付様式4号)

「産地交付金申請書」に添付してください。

集落名 ○○○○

氏名 鶴岡一郎

耕地番号	分筆番号	地名地番	作付面積 (㎡)	作物名	取組内容	
					わら利用	水田放牧
0010	001	馬場町 9-25-(1)	2,000	イタリアン ライグラス		○
0020	001	馬場町 9-25-(2)	2,000	飼料用米	○	
0030	001	馬場町 9-25-(3)	1,930	稲SGS	○	
合 計			5,930			

実施する取組に「○」を記入してください。

# 利用供給協定書（わら利用）の事例

## 耕畜連携助成における利用供給協定書

（飼料作物の種類）

第1条 この利用供給協定書は、甲と乙が連携して、水田で生産された飼料用米（稲SGS）の稲わらを収集し、家畜に供与することで、水田における飼料生産の拡大を推進し、水田の有効活用と飼料自給率の向上を図ることを目的とする。

（実施の主体）

第2条 甲は、耕畜連携助成の実施者として、水田において飼料用米（稲SGS）を作付けする者とする。

2 乙は、甲が生産した稲わらを利用する者とする。

（水田の場所等）

第3条 甲が飼料用米（稲SGS）を作付けする水田および刈取り時期は別紙のとおりとする。

（協定締結期間）

第4条 この協定の有効期限は、締結日から3年間とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに甲・乙いずれからも文書による別段の意思表示がないときは、さらに3年間延長するものとする。

（役務と対価）

第5条 甲は、稲わらを収集し、乙に供給するものとする。

2 乙は、稲わらの代金及び収集料として、甲に10aあたり、〇〇〇〇円を支払うものとする。

（協定の補完）

第6条 この協定に定めのない事項については、その都度甲・乙が協議の上決定する。

以上、協定締結の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ1通ずつ保管することとする。

令和 6 年 4 月 1 日

甲（飼料用米を生産する者）

住 所 鶴岡市〇〇〇〇〇〇

氏 名 鶴 岡 一 郎

⑩

乙（稲わらを利用する者）

住 所 鶴岡市〇〇〇〇〇〇

氏 名 鶴 岡 二 郎

⑩

# 自家利用計画書（わら利用）の事例

令和 6 年 4 月 1 日

## 耕畜連携助成における自家利用計画書（わら利用）

わらを生産、収集、利用する者

住所 **鶴岡市〇〇〇〇〇〇**

氏名 **鶴 岡 一 郎**

下記の水田において生産した飼料用米の稲わらを収集し、自ら飼養する家畜に給与します。

計画期間	令和 6 年度 ～ 令和 8 年度
------	-------------------

耕地 番号	分筆 番号	地名地番	面積 (㎡)	供給量 (kg)	主作物	稲わら 収集時期
0270	001	馬場町 9-25-(1)	1,860	-	飼料用米	9月下旬
0280	001	馬場町 9-25-(2)	1,880	-	飼料用米	9月下旬
0290	001	馬場町 9-25-(3)	1,900	-	飼料用米	9月下旬
			5,640			

※ 実施ほ場に変更が生じた場合は、耕畜連携実施助成ほ場一覧（添付様式4号）により報告します。

**提出締切が近づきましたら、実績報告書・作業日誌様式を配布しますので、作業状況写真（稲わら収集、放牧）を添付して提出してください。**

令和 6年11月29日

鶴岡市農業振興協議会  
会長 皆川 治 様

集落コード 001

農家番号 0001

住 所 鶴岡市〇〇〇〇〇〇

氏 名 鶴 岡 一 郎

営農計画書の左上「集落コード欄」「農家番号欄」から転記してください。

### 令和6年度経営所得安定対策 耕畜連携助成実績報告書

令和6年度経営所得安定対策において、耕畜連携の取組（わら利用、水田放牧）を実施しましたので、関係書類を添付して実績を報告します。

記

添付書類 : 作業日誌、作業状況写真

地力増進作物助成実施ほ場一覧

(添付様式5号)

「産地交付金申請書」に添付してください。

集落名 〇〇〇〇

氏名 鶴岡 一郎

耕地 番号	分筆 番号	地名 地番	作付面積 (㎡)	R 6 地力増進 作物名	取組計画	
					R 7 作物名	出荷先(予定)
0010	001	馬場町 9-25-(1)	1,000	れんげ	水稻	J A
0020	001	馬場町 9-25-(2)	1,500	クローバー	小麦	〇〇商店
0030	001	馬場町 9-25-(3)	1,000	ヘアリー ベッチ	枝豆	J A
		合計			3,500	

土づくりの取組として作付する地力増進作物を記入してください。

翌年度に有機栽培や高収益作物、  
麦、大豆等を販売目的で作付する  
場合が助成の対象となりますので、  
取組計画を記入してください。

販売することが交付金支払の要件となっていますが、**自然災害や鳥獣害により販売に至らなかった場合には救済措置が設けられています。**鶴岡市・JA・共済組合における被害状況確認が必要となりますので、被災確認後すみやかに連絡のうえ、本様式を提出してください。

また、**営農計画変更の締切後に、薬害等のやむを得ない事情で作物変更を行いたい場合についても、本様式を提出してください。**

※ 周辺ほ場の状況等を考慮し、適否を判断します。

※ 現地確認前にすき込みを行った場合、交付対象となりません。

## 自然災害・鳥獣害による被害ほ場確認依頼書

令和 6 年 7 月 30 日

鶴岡市農業振興協議会  
会長 皆川 治 様

営農計画書の左上「集落コード欄」「農家番号欄」から転記してください。

集落コード	001
農家番号	0001
住所	鶴岡市〇〇〇〇〇〇
氏名	鶴岡 一郎

私が耕作するほ場が自然災害等による被害を受けましたので、確認して頂くよう依頼します。

記

被災時期がわかるように記入してください。

### 1. 自然災害等の概要

大雨（7/28）によるほ場冠水

### 2. 自然災害等による被害ほ場一覧表

耕地番号	地名地番	作物	面積 (㎡)	被災区分	今後の対応
0010	馬場町 9-25-(1)	大豆	2,500	全損・一部	すき込み

全損の場合には、「すき込み」「作物変更」など今後の対応を記入してください。

次頁の「肥培管理等作業日誌」を添付してください。

※ 作付状況を確認するため「肥培管理等作業日誌」を添付してください。

※ 全損の場合、「今後の対応欄」に対処策（すき込み、作物変更など）を記入してください。

肥培管理等作業日誌（令和6年度）

養生中作物がある場合、または前頁の「自然災害・鳥獣害による被害ほ場確認依頼書」がある場合に提出してください。

作物 **大豆**

集落名

氏名 **鶴岡 一郎**

耕地番号	分筆番号	地名地番	作付面積 (m <sup>2</sup> )	播种植栽年月
0010	001	馬場町 9-25-(1)	2,500	令和 6 年 5 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月

作業日	作業名	使用資材名	使用量
4 / 5 ~ /	堆肥散布	みのるくん	500kg /10a
4 / 25 ~ /	明渠		/10a
5 / 18 ~ /	施肥	大豆化成684	40kg /10a
5 / 18 ~ /	土づくり	苦土石灰	100kg /10a
5 / 20 ~ /	耕起		/10a
5 / 25 ~ /	播種		/10a
5 / 26 ~ /	除草剤散布	クリアターン乳剤	500ml /10a
7 / 5 ~ /	中耕培土		/10a
7 / 10 ~ 7 / 12	大雨被災		/10a
/ ~ /			/10a
/ ~ /			/10a
/ ~ /			/10a
/ ~ /			/10a
/ ~ /			/10a
/ ~ /			/10a

- ※ 養生中作物 及び 被災作物の共通様式です。
- ※ 作物毎に作成してください。
- ※ 代用できる書類がある場合は、本様式に代えて提出することができます。



## 「生産の目安」補正計算表

耕地の異動を行った場合で、再計算を行う時は、下記計算表を活用ください。

単位【面積：㎡、数量：kg、率：%、単収：kg/10a】

<均等配分に係る数量の算出>

(ア)	×	(イ)	×	(ウ)	÷	1,000	=	(エ)
共済台帳面積計		均等配分作付率		配分基準単収				均等配分数量
	×		×		÷	1,000	=	

※ (エ) については、小数点第1位を切り捨てること。

<「生産の目安」の算出>

(エ)	+	(オ)	=	(カ)
均等配分数量		傾斜配分数量		「生産の目安」
	+		=	

※ (オ) については、仮配分通知を参照のこと。

<「生産の目安（面積）」の算出>

(カ)	÷	(ウ)	×	1,000	=	(キ)
「生産の目安」		配分基準単収				「生産の目安（面積）」
	÷		×	1,000	=	

※ (キ) については、小数点以下を切り捨てること。

<令和6年産米の「生産の目安」>

「生産の目安」(kg) = (カ)	「生産の目安（面積）」(㎡) = (キ)

## 農地異動・農作業受委託について

農地の権利異動（売買による所有権移転、貸借）を行う場合は、農地法や農業経営基盤強化促進法等に基づいて、農業委員会において手続きを行う必要があります。

米の需給調整や経営所得安定対策等の交付金の算定にあたっては、原則として、農業委員会における手続きが行われた場合について、異動情報を反映するものとしています。

また、経営所得安定対策等の交付金の対象者は、販売目的で作物の生産を行う農家（法人を含む）又は集落営農となっていることから、交付金申請者と出荷名義とを一致させる 必要があり、農作業受委託については下記の取り扱いとなります。

### 1. 農作業受委託

農作業の受委託を行うが、出荷名義を委託者（所有者）に残す場合は、  
経営所得安定対策等における農地異動手続きを行う必要はありません。

### 2. 特定農作業受委託

基幹作業すべての受委託を行い、出荷名義も含めて受託者に移す場合は、  
経営所得安定対策等における農地異動手続きを行う必要があります。

#### ※ 異動手続きについて

- 1) 特定農作業受委託契約書（P9）を作成し、営農計画書とともに「写し」を提出してください。
- 2) 営農計画書の異動の内容（転作等）欄に、「**特**」と記入し、委託先を記入してください。

# 農作業全般に係るお知らせ

## 1. 農作業の事故防止について

毎年、農作業中の事故が発生しております。農業機械は正しく使用し、農作業中の事故を防止しましょう。

- 作業が終わったら、ほ場を出る前にブレーキペダルを連結しましょう
- 農業機械の点検をする場合は、エンジンを停止しましょう
- 段差や傾斜、路肩等の危険箇所を十分把握し、安全運転に心がけましょう

## 2. 農薬の適正使用について

過去には、残留農薬検査で規制値を超えたため、農作物の出荷停止や販売した農作物を回収した事例が発生しています。安全・安心な農産物を提供するため、農薬は適正に使用しましょう。

- ラベルに記載された用法・用量を守りましょう
- 周辺への飛散・流出に注意しましょう
- 散布後、使用したホースやタンクは、きれいに洗いましょう
- 使用月日、農薬名、対象作物、使用量等を記録、保管しましょう

## 3. 住環境への配慮について

近年、早朝からの爆音機、マルチ等の廃プラ処分、乾燥調製時に排出される粉塵、作業機械による道路への泥落とし、放置された農作物残さ、未完熟たい肥や農薬の臭いなど、農作業に関係する苦情が増えています。

- 住宅地に隣接した農地や作業場では、住環境に配慮した作業を行いましょ
- 作業を始める前に周囲の方々に一言伝えておくなど、普段からコミュニケーションを図りましょ

## 4. 野生鳥獣による農作物被害の防止について

鳥獣による農作物被害の基本的な対策として、鳥獣の餌場や隠れ家になる場所を無くすように努めましょ。

また、カラスなどの鳥類は、防鳥網や防鳥糸（テグス）の設置、サル・ハクビシン・イノシシ・クマなどの獣類は、トタンや防獣ネット、電気柵を正しく設置するなど、**囲って守る対策も効果的です。（資材の購入経費に助成あります！）**

- 定期的に除草を行い、田畑の見通しを良くし、やぶを作らないようにしましょ
- 廃棄野菜・摘果は、山林や田畑などに放置せずに適切に処理しましょ
- サルやクマなどを呼び寄せないように、収穫せずに放任している柿や栗などの木は伐採しましょ

### 鳥獣被害防止対策補助事業のお知らせ

市広報・ホームページ等によるお知らせや農協を通じて、9月頃に翌年分の要望調査を行っております。（※事前要望の方を優先）

- ・ 電気柵、防鳥ネット等の被害防止資材購入支援（補助率 1/2）
- ・ 地域の被害防止活動支援（1年目：定額・上限 10 万円、2～5 年目：補助率 1/2・上限 5 万円）
- ・ 狩猟免許取得支援（補助率 1/2）

ご相談は市役所農山漁村振興課・各庁舎産業建設課鳥獣被害担当まで

## 農業生産工程管理(GAP = Good Agricultural Practice)について

農産物の生産には、異物の混入や農業機械による事故など、さまざまなリスクが潜んでいます。

それらのリスクを考慮し、適正な農業を実践することによって、食品安全や環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための取組みがGAPです。

### 1. GAPをする！

#### ステップ1：基本の整理整頓から！

みなさんがこれまでも取り組んできた整理整頓や、生産履歴の記帳が取組みの基本になります。



#### ステップ2：農場内を点検し、問題点を改善！

農業生産の中で問題点を見つけたら、

- ① 必要な対策を考え
- ② それを実行し
- ③ その内容を記録・点検し
- ④ 継続的に改善していきましょう。



➤ 認証が必要になったら次のステップへ！

- 取引先からの要求
- 農場の客観的な評価

### 2. GAP認証を取る！

#### ステップ3：準備完了、いざ審査！

審査会社に申込み。  
審査員に取組みを評価してもらいます。  
→ 指摘があれば改善！



#### ステップ4：認証取得！

引き続き、より良い農業経営に向けて改善していきましょう！



※認証取得まで半年～1年ほどかかります。

※認証を取得する場合は一定の費用がかかります。

## GAPの主な取組内容

<b>食品安全</b> ・異物混入防止、農薬の適正な使用・保管 など	<b>環境保全</b> ・適切な施肥、廃棄物の適正処理 など
<b>労働安全</b> ・機械の点検・整備、作業安全の確保 など	<b>人権保護</b> ・家族経営協定の締結 など
<b>農場経営管理</b> ・責任者の配置、教育訓練の実施 など	<b>その他</b> ・商品回収テストの実施 など

## 主なGAP認証

認証	点検項目数	審査費用	備考
GLOBALG.A.P	約200項目	25～55万円程度 + 旅費	世界で最も普及しているGAP認証
ASIAGAP	約160項目	10万円程度 + 旅費	日本発のGAP認証
JGAP	約130項目		
やまがたGAP	約50項目	基本額 12,100円	都道府県版のGAP ※団体での認証のみ

## お問い合わせ

GAPの認証取得への支援  
については

鶴岡市農政課 (Tel.35-1297  
直通)までお問い合わせください。

# 「生産性向上土地基盤整備事業」について

農業生産基盤の整備開発を図るため、農業者の組織する団体、農業者及び適当と認める者が行う土地改良事業に対し、以下内容により予算の範囲内で補助金を交付します。

## 1 事業内容

### ①対象事業

- ・区画整理 ・灌漑排水 ・暗渠排水
- ・農道整備 ・その他特に認める事業

### ②対象経費

- ・工事費 ・機械器具賃借料 ・資材購入費
- ・その他特に認める経費

### ③事業及び補助率

事業類型	基準	補助率
簡易整備型	1ha未満の以下のいずれかの農地 ・中山間地域等直接支払制度の協定農地 ・圃場整備未整備区域内の農地	50%以内
営農事業連携型	・園芸団地化支援事業の対象農地 ・在来作物次世代伝承事業の補助対象作物の作付けを行う農地 ・耕作地の交換等により集約した農地	
一般型	上記以外の農地等	30%以内



かんがい排水



畦畔除去



暗渠排水(地下かんがい)

## 2 実施要件

①国県の補助事業の採択基準を満たさない

②事業費

【簡易整備・営農事業連携型】

10aあたり5万円以上かつ、総事業費10万円以上200万円未満

【一般型】

10aあたり5万円以上かつ、総事業費30万円以上200万円未満

③市税完納

## 3 実施主体

- ・農業者
- ・農業団体
- ・農業法人

## 4 手続の流れ

申請相談



補助金等  
交付申請

+

(添付書類)  
事業計画書、収支予算書、  
位置図、図面、見積書等



補助金交付決定

補助事業  
実績報告

+

(添付書類)  
事業実績書、収支計算書、領収書、  
位置図、出来形図面、工事写真等



確定通知



補助金受領

【問い合わせ先】 鶴岡市役所農山漁村振興課 (TEL:35-1298)、地域庁舎産業建設課

# 収入保険について

収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象です！



自然災害等で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



けがや病気で収穫不能



倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



## 加入できる方・加入申請期間

**青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。**

- ※ 令和6年の加入申請期間は令和5年6月から12月です。  
(継続加入は令和5年11月末まで)
- ※ 加入申請時に、青色申告実績（簡易な方式を含む）が原則4年以上必要ですが、条件付きで1年分あれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

## 保険期間

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

## 補償内容

**保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。**

- ※ 基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、保険期間の営農計画も考慮して設定（規模拡大など上方補正）
- ※ 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、干し柿などの簡易な加工品の販売収入も含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。



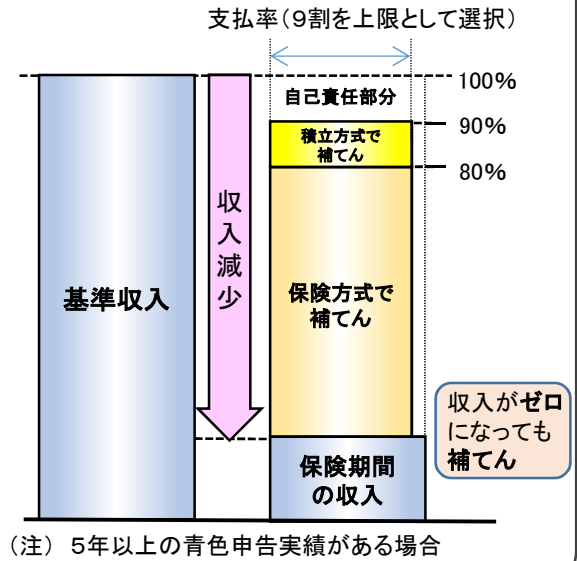
## 収入保険の補てん方式

保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせができます。

○基準収入1,000万円の場合（基本のタイプ）

補てん金	最大810万円
負担金合計 (年額)	33.2万円
保険料	8.5万円
積立金	22.5万円
付加保険料	2.2万円

- ※ 保険料には50%、積立金には75%の国庫補助があります。積立金は補てんに使われなければ、翌年に持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払ができます。（最大9回、積立金の分割は初年度のみ）



## 保険料の安いタイプもあります！

保険方式の補償の下限を選択することで、保険料を安くすることができます。

※ 補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択できます。

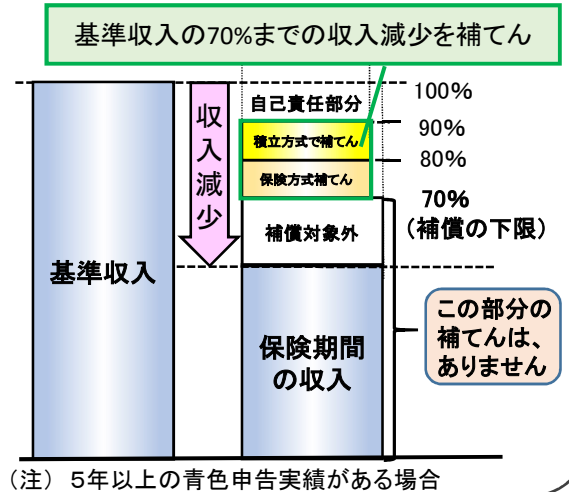
○基準収入1,000万円の場合

	①補償の下限 70%	②補償の下限 60%	③補償の下限 50%
補てん金	最大 180万円	最大 270万円	最大 360万円
負担金合計	29.1万円	31.3万円	32.3万円
保険料	4.7万円	6.7万円	7.6万円
積立金	22.5万円	22.5万円	22.5万円
付加保険料	1.9万円	2.1万円	2.2万円

※5年以上の青色申告実績がある場合のみ選択できます。

### ①補償の下限70%の場合

※収入が700万円を下回った分の補てんはありません。



## 無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補てん金の支払は、保険期間の終了後になりますが、**保険期間中**であっても、自然災害や価格低下等により、**補てん金の受け取りが見込まれる場合**、NOSAI全国連から、**無利子のつなぎ融資**を受けることができます。

【問合せ先】山形県農業共済組合(NOSAI山形)

庄内支所 収入保険推進課 TEL0234-91-1553

※資料について一部変更になる可能性があります。

## 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)にご加入の皆様へ「重要なお知らせ」

令和5年産から交付単価が  
**免税事業者向け単価** と **課税事業者向け単価**  
に分かれます。

注) 免税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれており、課税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれておりません。

**免税事業者向け単価を申請する方は、**  
令和5年度の交付申請から  
**2年前の確定申告書等の提出**が必要です！

※収入・売上が1千万円以下であることを確認します。

◇ 免税事業者向け単価の適用者は、  
消費税の**免税事業者**

◇ 課税事業者向け単価の適用者は、

- ① 消費税の**課税事業者**(簡易課税事業者含む)
- ② 組織として確定申告していない**集落営農**



各書類は**税務署の受付印**が  
押印されたものを提出して  
ください。

### 1. 提出する書類について

【消費税の免税事業者】

(1) 個人  
書(写)

(2) 法人  
の所得

(3) 個人  
等届出

(4) 法人

(5) 法人  
前期の**各事業年度の所得に係る中間申告書(別表1)**(写)

【消費税の課税事業者】提出する書類は、これまでと同じです。

# 未定





## 2. 書類提出の期限等について

### (1) 提出期限

令和6年6月30日までに交付申請書（様式第1号）に添付して提出してください。なお、交付申請書には消費税の課税状況について記載（自己申告）する項目があるので、必ず記載してください。

### (2) その他注意事項

免税事業者向け単価適用の要件を満たしていることが確認出来ない場合は、課税事業者向け単価が適用されます。

## 3. ゲタ対策（数量払）交付単価に係るQ&A

Q1. 2年前の確定申告書類を紛失した場合はどうすれば良いのか？

⇒ 確定申告を行った税務署で再発行手続き（開示請求）を行ってください。

ただし、再発行まで1ヶ月程かかるため、提出期限に間に合うよう早めの手続きをお願いします。



Q2. 消費税の免税事業者であることは、どの時点の状況で判断するのか？

⇒ 交付申請年の6月末時点の状況で判断します。

Q3. 免税事業者であることの基準は何か？

⇒ 2年前の課税売上が1千万円以下であることです。

Q4. 集落営農（任意組合）は、なぜ課税事業者向け単価なのか？

⇒ 組織としての売上額を証明することができないからです。

Q5. 2年前に所得48万円以下等で確定申告していない場合、

どのような扱いとなるのか？

⇒ 2年前の収入額を証明することができないため、課税事業者向け単価が適用されます。免税事業者向け単価の適用を受けるには確定申告が必要です。



本チラシや経営所得安定対策に関するお問い合わせは  
鶴岡市役所農林水産部農政課 水田営農グループ（35-1296）へ

※ 経営所得安定対策に関する詳しい情報は、ホームページでご覧になれます。

経営所得安定対策



# 令和6年産における水田活用予算の見直しの主な変更点

## 【 令和5年産 】

### 水田活用の直接支払交付金 【R5当初】

- 戦略作物助成、産地交付金など\*
  - ・飼料用米/米粉用米への数量払  
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
- ・新市場開拓用米の複数年契約： 1万円/10a など
- 畑地化促進助成 ※①～③はR4補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨
  - ①畑地化支援\*
  - ②定着促進支援\*
  - ③産地づくり体制構築等支援
  - ④子実用とうもろこし支援\*

### 畑地化促進事業 【R4補正】

- 畑地化支援\*：**高収益作物 17.5万円/10a**、畑作物14.0万円/10a
- 定着促進支援\*：高収益作物・畑作物 2.0(3.0※)万円/10a×5年間  
※加工・業務用野菜等
- 産地づくり体制構築等支援  
①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円  
②土地改良区決済金等支援：上限25万円/10a

### 畑作物産地形成促進事業\* 【R4補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・支援単価：4万円/10a（R6年に畑地化する場合4.5万円/10a）

### コメ新市場開拓等促進事業\* 【R5当初】

- ・対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ・支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a

(注：\*印を付した事業及び支援メニューは、農業経営基盤強化準備金の対象となります。)

## 【 令和6年産 】

### 水田活用の直接支払交付金 【R6当初】

- 戦略作物助成、産地交付金など\*
  - ・飼料用米（**多収品種**）/米粉用米への数量払  
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
  - ・**飼料用米（一般品種）への数量払**  
：**標準単価7.5万円（収量に応じて5.5～9.5万円/10a）**
  - ・新市場開拓用米の複数年契約※： 1万円/10a  
※**コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象**
- 畑地化促進助成 ※①～③はR5補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨
  - ①畑地化支援\*
  - ②定着促進支援\*
  - ③産地づくり体制構築等支援
  - ④子実用とうもろこし支援\*

### 畑地化促進事業 【R5補正】

- 畑地化支援\*：**高収益作物 14.0万円/10a**、畑作物14.0万円/10a  
※**配分基準から取組品目によるポイントを削除**
- 定着促進支援\*：高収益作物・畑作物 2.0(3.0※)万円/10a×5年間  
※加工・業務用野菜等
- 産地づくり体制構築等支援  
①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円  
②土地改良区決済金等支援：上限25万円/10a

### 畑作物産地形成促進事業\* 【R5補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
  - ・支援単価：4万円/10a（R7年に畑地化する場合4.5万円/10a）
- ※**畑地化に取り組み協議会を優先採択。また配分基準に新規取組者の割合等によるポイントを追加**

### コメ新市場開拓等促進事業\* 【R6当初】

- ・対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
  - ・支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a
- ※**配分基準に新規取組者の割合等によるポイントを追加**

## 農業情報メールマガジン「つるおか・アグリメール」配信のご案内

鶴岡市農政課では、農業者向けの補助事業の募集や、セミナー・研修会の案内、各種注意喚起など、みなさんにとって有益な情報をお届けするメールマガジンを無料で配信しています。



### 【配信について】

情報がある場合に随時、鶴岡市農政課からテキスト形式で情報の要旨のみ配信します。  
メールマガジン配信アドレス…[nosei@city.tsuruoka.yamagata.jp](mailto:nosei@city.tsuruoka.yamagata.jp)

### 【登録方法】

#### ①メールの場合

[件名]メール配信希望

[本文※]氏名・住所・電話番号

[宛先]nosei@city.tsuruoka.yamagata.jp

(右のQRコードを読み取るとすぐに送ることが出来ます。)



※登録完了メールの送信に失敗した場合、電話や手紙で問い合わせることがあるため、必ずご記載ください。

#### ②ファックスの場合

[記載内容]件名 (メール配信希望)・氏名・住所・電話番号・メールアドレス

[様式]上記の内容が記載されていれば、どのような様式でもかまいません。

[宛先]ファックス番号：25-8763 (農政課宛て)

- いずれの方法でも、農政課から登録完了メールをお送りします。
- お申込みから1週間経過しても農政課から登録完了メールが届かない場合は、登録が出来ていない可能性があるため、お問い合わせください。
- 迷惑メールフィルタによって受信できない場合は、ドメイン city.tsuruoka.yamagata.jp から受信できるように設定をお願いすることがあります。(設定方法が不明の場合は、お近くの携帯ショップにお尋ねください。)
- お申込みいただいた個人情報は厳正に管理し、当該メールマガジンの配信以外に使用しません。
- メールを受信する環境がない、苦手で使えない、という方はご相談ください。

お問合せ先 鶴岡市農政課 (TEL25-2111)